

○東京藝術大学音楽学部点検評価対応委員会要項

〔平成20年10月6日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条の規定に基づき、音楽学部教授会に点検評価対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(定義)

第3条 この要項において、「学科等」とは、東京藝術大学音楽学部運営会議内規第3条に定めるところによる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、音楽学部の教育研究活動等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についての学部長への報告
- (8) 教授会、企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の調査・審議

(組織)

第5条 委員会の委員は、教授会構成員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部長が指名した副学部長 1名
- (2) 学科等から選出された者 各1名
- (3) 上記各号に掲げる者のほか、委員長が特に必要と認めた者

2 前項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会)

第8条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、音楽学部庶務係において処理する。

附 則

1 この要項は、平成20年10月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学音楽学部点検・評価委員会規則（平成5年4月22日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。